

小田原市職員コンプライアンス基本方針等について

1 背景

平成22年度に複数の不祥事が発生したことを受け、適正な事務処理の徹底を指示する通知、特命チームの設置、契約に関する自己・組織点検など、取り組める内容から迅速に対応してきた。

しかし、コンプライアンス推進のためには、こうした個別の対応だけでなく、全庁的な推進体制のもと、全職員が気持ちを一つにして取り組むことが必要である。そのため、本市職員におけるコンプライアンスの定義及びその推進のための基本方針等を次のとおり定め、職員全員が絶対に不祥事は起こさないという強い決意をもって臨むものである。

2 小田原市職員における「コンプライアンス」の定義

英語の“compliance”は、一般的に「法令遵守」と訳されており、市の業務執行上の基本である。しかし市民との信頼関係を構築するためには、“コンプライアンス”を「法令を守ればよい」と考えるだけでは十分ではない。法令や社会規範、道徳を守るとは当然のこととした上で、「市民の期待に応えるため」、「全力を尽くすこと」、「能動的かつ誠実に職務を行うこと」、こうした高い倫理意識を含めたものを本市職員が目指すべき“コンプライアンス”として、次のとおり定めることとする。

「法令や道徳を守るのはもちろんのこと、職員一人ひとりが高い倫理意識を持ち、市民全体の奉仕者として何を求められているかを常に把握しながら、その期待に応えるため、持てる力を十分発揮し、能動的にそして誠実に職務を遂行すること」

3 「小田原市職員コンプライアンス基本方針」の制定

上記の定義を受けて、市の職員のコンプライアンスを推進するため、次のとおり「小田原市職員コンプライアンス基本方針」を定めることとする。

小田原市職員コンプライアンス基本方針

平成23年5月20日

- 1 市民の信頼と期待に応えるよう法令等の遵守を徹底し、職員一人ひとりが高い倫理意識を持って行動します。
- 2 事故や不祥事の発生を未然に防止する風通しのよい職場風土を築きます。
- 3 常に適正な業務と的確なチェックが行われる組織体制を確立します。
- 4 業務プロセスを可視化し、情報公開を徹底することで行政運営の透明性を高めます。

4 「小田原市職員コンプライアンス推進計画」の策定について

「小田原市職員コンプライアンス基本方針」の4つの指針を受け、それぞれの柱を実行するための個別計画として「小田原市職員コンプライアンス推進計画」を別紙のとおり定める。

この推進計画は、契約に関する自己・組織点検の結果や、具体的に対応してきた企画政策課、職員課、契約検査課の検討を踏まえ、とりまとめたものである。

なお、コンプライアンス推進に向けた全庁的機運を高めるため、意欲ある若手職員が中心となって組織された特命チームの報告に盛り込まれた具体策を推進計画に反映することとした。